

# 総務常任委員会次第

日 時 平成 24 年 2 月 13 日 (月)  
午後 1 時 30 分  
場 所 第 1 委員会室

## 【審査事項】

- (1) 「放射能を海に流さないこと」とする法律、放射能海洋放出規制法  
(仮称) の法律制定を求める請願について

# 総務常任委員会 参考人名簿

平成 24 年 2 月 13 日 (月)

番号	氏 名	役職名
1	田村 剛一	豊かな三陸の海を守る会会長
2	菅野 和夫	豊かな三陸の海を守る会事務局長
3	伊藤 慶子	岩手県消費者団体連絡協議会事務局長

「放射能を海に流さないこと」とする法律、  
放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願

紹介議員 畑川 光正 ㊟  
高橋 重幸  
守 谷 祐 志

平成 23 年 11 月 24 日

盛岡 市議会 議長 村田 芳三 様

請願者

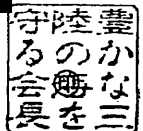
(住所) [Redacted]  
(氏名) 重茂漁業協同組合  
代表理事組合長 伊藤 隆一



(住所) [Redacted]  
(氏名) 岩手県消費者団体連絡協議会  
会 長 高橋 克公



(住所) [Redacted]  
(氏名) 豊かな三陸の海を守る会  
会 長 田村 剛一



請願第 10 号



「放射能を海に流さないこと」とする法律、

## 放射能海洋放出規制法（仮称）の法律制定を求める請願

### 一 請願の趣旨

私たち「豊かな三陸の海を守る会」は市民運動として、青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場から、放射性物質を海や空へ放出しないことを求める法律制定の請願活動を行ってまいりました。

ところが、3・11大震災により三陸海岸の村落、市街は壊滅的な被害を受けました。とりわけ水産関連施設はご承知のように全壊と言っても過言ではありません。

さらに、大震災を受けて東京電力福島第一原子力発電所は破局的な事故を引き起こし、周辺地域は放射能で汚染され除去の見通しは立たず、住民は移住を余儀なくされております。放射能汚染は福島県に止まらず、関東北部から岩手県南にまで及び市民生活はもとより、農業、畜産業にも経済的、精神的な被害をもたらしております。

このような状況の中でも、再処理工場は依然として海や空に放射性物質を放出し続け、さらには事故やトラブルを引き起こしながらも、来年10月の本格稼働に向けて準備を進めております。

本格操業が始まると、大量の放射性物質が海や空に放出され、その結果第2の福島原発になりかねません。これ以上三陸の海が放射能で汚染されると、県民の健康はもちろんのこと、食の安全が脅かされます。また、三陸の漁業、農畜産業、観光が大打撃を受け、経済的損失は計り知れないのであります。そこで、放射能を海に流さないこととする法律制定が必要と考えます。

三陸沿岸住民とりわけ子供の健康、漁業、観光、そして食の安全を守るため、法律制定に向けての請願が採択されますよう特段のご尽力をお願い致します。

### 二 請願の理由

青森県六ヶ所村に建設された核燃料再処理工場は、私たちが心配していたとおり、工場内の放射能漏れや内部被爆、耐震設計のミス、せん断機の油漏れ事故、ガラス固化体製造の失敗など事故やトラブルが多発しています。これでは、将来大事故に繋がる心配は払拭できません。

この核燃料再処理工場は、再処理の過程で生じるトリチウムやヨウ素129等の放射性廃液を沖合3km、水深44mの放水口から大量に放出しています。

現在、再処理工場の廃液の放流に関して濃度規制はありません。これでは放射能による汚染の心配が増すばかりです。

本県沿岸は世界三大漁場の一つに挙げられ、サンマ、イカの獲る漁業だけでなく、サケ、アワビ、ウニ、ワカメ、カキ、ホタテといった増殖漁業が盛んに行われ、安全な三陸の海産物を全国に提供してきました。三陸の自然がさらに放射性物質で汚染されると、沿岸住民の健康や食の安全も危うくなります。

このことを心配して、私たちは岩手県内各自治体に対し議会請願を行って来ました。その結果、現在、県内33自治体中、31市町村の議会が「放射能を海に流さない法律制定」の請願を採択し、意見書を国及び関係機関に提出しております。

こうした岩手県内の住民、漁民のかけがえのない海を守ろうとする願いが実現されますよう、貴議会において国に働きかけていただきたく請願致します。

### 三 請願事項

- 1 放射性物質を海に放出しない法律、放射能海洋放出規制法（仮称）の制定を求める意見書を国に提出すること。